

お客様各位

2013年2月1日

神鋼特殊鋼管株式会社
下関事業所技術部
品質保証室

特定化学物質へのコバルト追加指定とその対応について

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、労働安全衛生法施行令等の一部改正が公示され、新たに「コバルトおよびその無機化合物」が特定化学物質の第2類として追加されました。

つきましては、法改正の主な内容と法改正に伴う弊社の対応について以下に記載いたしますので、ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 今回の法改正の主な内容

新たにコバルトおよびその無機化合物が特定化学物質の第2類物質として追加され、コバルトを含有する物質については以下の対応が必要となります。
なお、詳細につきましては、厚生労働省のホームページ（HP）をご参照下さい。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei48/index.html

①製品（粉末、合金等）を譲渡・提供する場合の表示（閾値 コバルト含有0.1%以上）

注：労働者による取扱いの過程において、固体以外の状態にならず、かつ、粉じん、ヒューム、ミスト等が生じない製品は含まれません。

②作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施

（閾値 コバルト含有1%超え）

注：「作業主任者の選任等」については除外規定があり、例えば以下の業務は免除されます。

- ・コバルトを含有する合金をプレス成型（打ち抜きを除く）する作業、加熱せずに行う圧延の作業、成形したものを単に組み立てる作業

注：法改正経過措置として、設備改造等の対応は2013年12月31日まで、作業主任者の選任等は2014年12月31日まで猶予期間が設定されています。

2. 法改正に伴う弊社の対応

弊社が納入する製品について、コバルト含有量が1%を超える製品はありません。

なお、弊社が納入する製品は、不純物としてコバルトを0.1%以上含有していることがあります。また、製品は固体状態ですが、お客様での加工作業により、粉じん、ヒューム、ミスト等が発生するおそれがあります。

表示については、弊社製品の梱包の場合はお客様にてご使用いただく際、除去されてしまう場合が多く、表示の有効性が担保できないことから、労働安全衛生法第57条第2項に従い本通知にてお知らせいたします。

また、取扱い上の注意事項等、製品の詳細情報につきましては、添付安全データシート（SDS）を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。